

活動計算書の準備



できてますか??

平成 24 年 4 月 1 日に NPO 法が改正され、平成 24 年度決算より、従来の収支計算書から NPO 法人会計基準に準拠した「活動計算書」への変更が求められています。法律上、経過措置として当分の間は収支計算書でも大丈夫ですが、将来的には活動計算書での作成が求められることとなりますので、「活動計算書」に移行できるように準備をしてください。

主な変更点

★収支計算書から活動計算書へ

収支計算書は、法人として「資金の範囲」を決め、その資金の動きを表現するものでしたが、活動計算書は、その法人の「正味財産（その法人が使うことのできる財産のこと）の増減」を表現するものです。法人の「財務的な力」を表すものといえます。

どこで違いが出てくるの？

主に固定資産の取得や借入金の増減があったときに、違いが表れます。

(例) 車(240万円)を購入した場合・・・

○収支計算書の場合

.....	
経常支出の部	
.....	***, ***
.....	***, ***
.....	***, ***
当期経常収支差額	***, ***
その他資金支出の部	
車両運搬具購入支出	2,400,000
.....	***, ***
当期収支差額	***, ***



○活動計算書の場合

.....	
経常費用	
.....	***, ***
減価償却費	400,000
.....	***, ***
正味財産増減額	***, ***

活動計算書では、1年間車を使用したことにより価値が減少した部分(40万円※)を「減価償却費」として計上します。購入代金240万円は活動計算書には計上しません。

※定額法・6年で減価償却計算した場合

収支計算書では、その他資金支出の部に「車両運搬具購入支出」として240万円計上していました。

※収支計算書においても、「正味財産増減の部」を設けることで減価償却費を計上することができますが、会計処理が複雑になってしまうという側面がありました。



なぜ変更するの？

収支計算書は、資金の動きを表すものに過ぎません。例えば、法人が資金繰りに困って外部から借り入れたお金も「収入」として認識されてしまうのです。しかし、たとえ借入金で資金が増加したとしても、いずれは返すべきお金ですから、それだけでは法人が継続して活動を続けていくための財務的な力が増加したとは言えないでしょう。財務的な力は、法人が自由に使うことのできる財産の状況で判断します。法人の支援者にとっても法人自身にとっても重要なことですので、法人の財務的な力を把握するために、法人の正味財産の増減を表現する活動計算書が望ましいのです。

それなら、収支計算書に「正味財産増減の部」を設けるだけで良いのでは？



たしかに収支計算書でも正味財産の増減を表現することはできますし、すでにそうされている法人もあります。ただし、固定資産の取得や借入金が増減がある場合などには、収支計算書にも貸借対照表にも取引記録を残す必要があるなど、**会計処理が複雑になってしまいます。**活動計算書であれば、このような複雑な会計処理は必要なくなります。



でも、活動計算書は固定資産や借入金が表示できないんでしょう？ これらも重要な情報なのでは？

そのとおりです。活動計算書に出てこない代わりに**これらは注記に記載します。**

注記とは、活動計算書や貸借対照表（計算書類といいます。）では表現しきれない法人の財務情報を記載したものです。計算書類と一体のもので、非常に重要なものです。固定資産や借入金が増減、事業別損益など、計算書類を見る人に対して一層の情報を提供することで、計算書類の信頼性をより高めることができます。活動計算書に移行したら、注記も併せて作成しましょう。

★さらに詳しいことは、以下のホームページでご確認ください！

○「兵庫県・神戸市 NPO法人 設立・運営の手引」

<http://www.city.kobe.lg.jp/ward/activate/support/npo/ninshou/tebiki.html>

○「みんなで使おう！NPO法人会計基準」 <http://www.npokaikeikijun.jp/>



事業報告書の提出後に計算書類の誤りが見つかったら・・・

事業報告書・計算書類等は本来、法人内で慎重に精査して作成し、定款で定めた手続きに従って総会等で承認を受け確定したものを所轄庁に提出することで、一般公開されるものです。また、認定NPO法人制度の導入に関連して、一般市民や寄附者等のNPO法人への関心も益々高まっており、今まで以上に適正な組織運営や徹底した情報公開を求める傾向が強くなっています。同時に、NPO法人の会計・経理についても適正な手順に従って処理し公開されることが非常に重要視されています。そのため、平成24年度の事業報告書提出時から、以下のとおり取り扱います。

(1) ご提出いただいた計算書類に誤りがあった場合、必要に応じて次年度の決算時に過年度損益修正処理（※1）等によりご対応いただくこととなります。一度ご提出いただいた計算書類の差替は原則できませんので、充分精査したうえでご提出ください。

(2) どうしても差替を希望される場合、総会の承認など正式な手続きを経たうえで決算修正してください。それを確認できる書類（※2）を添付していただいた場合のみ差替を受け付けます。

ただし、認定・仮認定の取得には会計・経理が適切であることが要件となっています（NPO法第45条第1項第3号ハ及びニ参照。以下、「会計・経理要件」）。差替を行った場合でも、認定・仮認定審査の会計・経理要件の判定に当たっては、当初ご提出いただいた計算書類で判断させていただきます。

※1 過年度損益修正処理・・・前期以前の貸借対照表の期末残高に誤りがある場合に、当期の活動計算書において一括して修正を行う処理。過年度損益修正損、過年度損益修正益があります。

※2 総会の議事録など、貴法人の定款で定められた決算承認に必要な手続きを経たことを確認できる書類



お問い合わせ：神戸市 市民協働推進課

認定担当・認証担当

Tel:078-322-6836 ・ 078-322-6837